

診療上の情報公開文書

実施内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
診療科	全診療科
対象者	当院で治療を受ける患者で低カリウム血症を来した患者
承認日	2024年3月6日
対象期間	2024年4月1日から永続的に使用
概要	<p>【添付文書に記載された使用方法】</p> <p>① カリウムイオン濃度として 40mEq/L 以下。 ② 投与速度はカリウムイオンとして 20mEq/hr を超えない。 ③ カリウムイオンとしての投与量は 1 日 100mEq を超えない。</p> <p>【適応外となる使用方法】</p> <p>重度の低カリウム血症や内服困難な場合には、注射用カリウム製剤を使用します。注射用カリウム製剤は、上記のような使用方法とすることが定められています。しかし、臨床現場においては輸液量を制限する必要がある場合や、急な補正が必要な場合に高濃度で使用することがあります。当院では、重症部門（ICU 中 3HCU 中 5HCU）、血液内科重症個室、小児科重症個室、手術室、透析室においてカリウム製剤の添付文書に記載された使用方法を超える濃度、速度、投与量での使用を認めています。その際は、頻回の血液検査とモニタリングを行い、中心静脈等の適切な投与経路にて行います。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、必ず患者に心電図モニタを装着して使用することを定めています。また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が認められた場合には速やかに減量または中止します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた使用法へ移行します。</p>
お問い合わせ先	岐阜市民病院 各診療科医師 TEL : 058-251-1101 (代表)